

校 歌

吉野秀雄 作詞
平井哲三郎 作曲

Andante

さ が み の う み は こ さ お に ひ ら け
う か ぶ し ま や ま み ど り あ か る く
め じ の は た て や ふ じ が ね し ろ し
あ あ こ の お か に ひ ご と し た し む
た え な る な が め む ね に い だ き て
は ぐ く み や ま じ た か き こ こ ろ を

一、さがみの海は 濃青にひらけ

うかぶ島山 みどり明るく

目路のはたてや 富士が嶺白し

ああこの岡に 日毎したしむ

妙なる眺め 胸にいだきて

はぐくみやまじ 高きところを

二、岡の上吹く 清き潮風

はたほがらかに 伝う浪音

あたらしき道 学ぶわれらを

はげます声と 聞けばたのしよ

み教えまもり 常すこやけく

相むつびてぞ 遂げん望みを

鎌倉市立第一中学校 応援歌

1. あたらしきにはんのそらにのびゆく
2. うちよするせかいのなみにはいえゆく

はわれらわれらいちゅうけんーじみよ

そらとぶくものごとわれらをさえぎ

るものなしフレフレー中フレ

フレー中フレフレフレフレー中

一中応援歌

一、新しき日本の空に

伸びゆくはわれら

われら一中健児

見よ空とぶ雲のごと

われらをさえぎるものなし

フレフレ一中フレフレ一中

フレフレフレフレ一中

二、打ちよする世界の波に

映えゆくはわれら

われら一中健児

見よ地をまく海のごと

われらをさえぎるものなし

フレフレ一中フレフレ一中

フレフレフレフレ一中

鎌倉市立第一中学校 学校教育目標

～未来を拓く～

自立・共生

重点目標

- ①「PDCAサイクルを回す」力の育成
- ②「互いに支え合う」心の育成

学校のあゆみ

昭和22.4.30	初代校長萩原正安先生就任
昭和22.5.5	開校式挙行,鎌倉市第一小 学校併設にて始業
昭和25.3.20	校旗樹立
昭和26.1.13	鎌倉市材木座864番地江新 校舎起工式挙行
昭和26.7.2	新校舎江移転 11.10落成式挙行
昭和30.5.1	二代校長星野秀治先生就任
昭和30・11・10	校歌制定
昭和31.3.1	2教室増築落成
昭和32.3	12教室増築落成
昭和34.8.1	三代校長脇田清治先生就任
昭和37・10・1	技術教室新築落成
昭和38.12.1	家庭科教室新築落成
昭和39.10.1	鎌倉市材木座6-19-19と地番変更
昭和40.4.1	四代校長井出栄二先生就任
昭和43.9.2	五代校長の場衛市郎先生就任
昭和46.9.1	六代校長増田常吉先生就任
昭和51.4.1	七代校長安岡豊房先生就任
昭和54.3.31	体育室新築落成
昭和56.9.1	八代校長源波敏雄先生就任
昭和59.6.30	新校舎落成
昭和59.7.4	新校舎移転
昭和60・3・31	新体育館落成
昭和60・8・20	運動場・周辺整備完了
昭和60・10・26	落成式挙式
昭和62・4・1	九代校長米倉雄二郎先生就任
平成3.4.1	十代校長岡部弘先生就任
平成5.4.1	十一代校長立木敦先生就任
平成9.4.1	十二代校長長沢大先生就任
平成9.10.19	創立五十周年記念式典
平成11.4.1	十三代校長市橋邦男先生就任
平成13.3.31	運動場整備,体育倉庫設置
平成14.4.1	十四代校長岡田厚先生就任
平成14.4.1	「スクールカウンセラー活用研究校」(県) 県教育課題研究委託校 "一中生としての「生きる力」の育成"

学校のあゆみ

平成16.4.1	鎌倉市教育センター「調査研究協力校」 「構成的グループエンカウンターを活かした学校づくり」
平成17・4・1	県教育課題研究委託校 「授業評価と構成的グループエンカウンターを取り入れた 授業づくり」
平成20.4.1	十五代校長大谷和男先生就任 鎌倉市教育委員会教育課題指定研究事業 「支え合う人間関係づくりと学びを拓く授業づくり」
平成24.4.1	十六代校長西岡正江先生就任
平成28.4.1	十七代校長伊藤文雄先生就任
平成29・4・1	鎌倉市教育委員会教育課題指定研究事業 「対話的な学びを充実させ、一人ひとりの 「ものの見方・考え方」の育成を図る授業実践」
平成31.4.1	十八代校長池田吉伸先生就任
平成3.4.1	十九代校長池田克行先生就任

校章の由来

昭和23年度に校旗作成の計画が起り、それにとまって校章に文字をとり入れるよりは、美しい花の図案をとり入れたいという初代萩原校長の意向により、キキョウの花に決定した。この校章にこめられた教育の精神は、観賞・食用・薬用に広く供されるこの花のように、将来人類社会のために有為な人間となることを表徴したものである。そして豊かな教養と、心身の健康により品位のある人となることを紫の色にあらわし、信頼と愛情による強固な協力の精神をもつ人となることを合弁にあらわし、正しいことに勇気と信念をもってまいしんする自主独立の人となること、あたかもこの花の山野に自生する強さであらわしている。

生徒心得

明るく、楽しい学校生活を送るために、この心得をよく読んで、実行できるようにしましょう。それをもとにして、自ら考え、判断し、行動できるように、お互いに努力し、よりよい一中を築いていきましょう。

日課について

1. 始業時間5分前には着席できるように登校し、朝の読書を始めましょう。
2. 学校内の生活は、日課表に従って行動しましょう。
3. 各始業時刻のチャイムで、所定の席につき、授業の準備をしましょう。
4. 部活動、委員会、係などで放課後活動する時は、担当の先生の指示に従いましょう。
特に用事のない者は、すぐに下校するようにしましょう。
5. 最終下校時刻は次の通りです。

3～9月 18:00

10～2月 17:30

生活について

1. 登校したら許可を受けずに校外へ出てはいけません。欠席・遅刻・早退・見学等をした場合は、健康手帳に理由を書いて、届け出をしましょう。
2. あいさつはきちんとし、言葉遣いに気をつけましょう。
3. 朝会などで集合する時は、時間を守り、指示に従って、じん速に行動をし私語をつつしましょう。
4. 集合時刻が定められている場合は、その時刻前に集合し、準備をしましょう。
5. 校内放送はお互いに注意して聞きましょう。
6. 清掃分担をきちんと守り、お互いに校舎内外をきれいにしよう心がけましょう。
7. 上ばきと下ばきの区別をつけ、かかとをふまないよう心がけよう。
8. 皆で決めたこと（生徒会の目標・学級でのきまり等）は、きちんと守るよう努力しましょう。

教室等の使用について

1. 自分の教室以外には無断で入らないようにしましょう。
2. 職員室,印刷室の出入は用事のある者だけを原則とします。 また, 定期テストの一週間前およびテスト処理期間は入室禁止です。
3. 校内の諸設備, 器具, 教室等を使用する場合は、担当の先生の許可を得て、指示に従って使用しましょう。
4. 特別教室, 体育館はルールを守り、安全に使いましょう。 また、鍵の使用については先生に断わり、使用後は責任を持って返却しましょう。
5. 公共物を大切にしましょう。 ガラスなどを破損した場合は、すみやかに先生に報告しましょう。
6. ストープは使用規定に従って危険のないように使用しましょう。

登下校について

1. 交通規則を守り, 決められた通学路を広がらずに登下校しましょう。 なお, 自転車での通学は禁止されています。
2. より道はしないようにしましょう。

服装・持ち物について

1. 服装は, ルールや約束を守り清潔できちんとしたものにしましょう。
2. 持ち物については, 記名し活動に関係のないものは持ってこないようにしましょう。
3. 通学する時は、体育で使用する運動靴をはきましょう。
4. バック・鞆等については, 安全で実用的なものを使用しましょう。
5. その他は, 「明るく・楽しい学校生活を送るために」 に従うこと。

生徒会会則

第1章 総 則

第1章 総 則

第1条 本会は鎌倉市立第一中学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校に在籍する全校生徒をもって会員とする。

第2章 目 的

第3条 本会の目的は次の通りである。

- (1) 人格を尊重して協力し合い,よりよい 学校生活を送る。
- (2) 自主的, 自発的な活動を通して自治の 精神を養う。
- (3)進んで規則を守り, 秩序ある生活をする。
- (4) 民主生活の一員となるように努める。

第3章 役 員

第4条 本会に次の役員をおく。

会長1名,副会長1名, 書記・会計3名

第5条 生徒会役員は規約に基づき選出される。

第6条 役員は学校長より委嘱され, その任 期は一ヶ年とし, 毎年10月末~11月に改 選され, 委嘱後、 活動を行う。

第7条 役員は,1・2年生の中から選ばれ る。 役員の再選は妨げない。

生徒会役員は,他の委員（専門委員など）を兼任することはできない。

（ただし, 会 長は2年生から選出される。）

第8条 会長は本生徒会を代表し会務を総理 し、副会長は会長を助け会長に支障ある時はその代理を務める。

第9条 書記・会計は,会計事務の一切を行 ない, 議事を記録しその保管をする。

第4章 会計監査及び議長

第10条 会計監査の選出とその役割については次の通りである。

- (1) 会計監査は, 3年の各学級より1名を 選出する。
- (2) 会計監査は,年度の生徒会会計について監査を行うものとする。
(中間報告・決算報告)

(3)任期は4月から3月末日までの1年と する。

第11条 議長・副議長の選出・役割は,次の 通りである。

- (1) 中央委員会で出席生徒の3分の2以上 の承認が必要である。
- (2)生徒総会, 中央委員会での議事の進行 を仕事とする。
- (3)任期は専門委員のそれに準ずる。

第5章 協議機関および委員会

第12条 本会に次の協議機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (3) 学年集会
- (2) 中央委員会
- (4) 学級会

第13条 各協議会の内容は次の通りである。

(1) 生徒総会

- ① 本会最高の議決機関で、議案・予算 決算・会則の改正の議決・承認等を行い、年2回開かれる。ただし、中央委員会が必要と認めた時、および会員の3分の1以上の要求があった場合、臨時生徒総会を開くことができる。
- ② 生徒総会は、全校生徒によって構成され生徒総数の3分の2以上の出席で成立し、進行は議長があたるものとする。
- ③ 議決・承認には出席生徒の過半数の賛成が必要である。

(2) 中央委員会

- ① 生徒総会に次ぐ議決機関で総会に対して責任を負う。
- ② 各学級より選出された委員長・副委員長の2名(任期は前期4月~10月、後期11月~3月)と、各専門委員長により構成される。
- ③ 会の成立は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、議決には過半数の賛成が必要である。
- ④ 審議決定する事項は次の通りである。
 - 1 総会より委任された事項の決定
 - 2 総会に提出する議案の検討
 - 3 部活動および専門委員会に関する事
 - 4 生徒会予算・決算の審議
 - 5 役員の補充、予算の作成に関する事
 - 6 会則・細則の改廃に関する事
 - 7 全校生徒の月間目標に関する事
 - 8 生徒会行事に関する事。
 - 9 その他必要な事項

(3) 学年集会

学年毎の協議機関で学年共通の問題等について協議し必要に応じて行なう。

(4) 学級会

学級内の協議機関であり、生徒会活動の基礎的単位である。

第14条 本会に(1)学年委員会 (2) 専門委員会 (3) 実行委員会をおく。

- ① 生徒会活動を円滑に行なうために、委員会をおき、その委員は各学級より選出される。
- ② 任期は、前期(4月~10月)・後期(11月~3月)とする。
- ③ 各委員会の内容は別途に定めるものとする。
- ④ 実行委員会は生徒会行事において必要に応じて組織される。

第6章 部 活 動

第15条 本会の部活動は次の通りである。文化部, 運動部に二別しさらに, それぞれを細別する。

第16条 各部は, 部長1名 副部長 1~2名 を選出する。部長は部をまとめ, 部と生徒 会との連携に努める。副部長は, 部長を助け部長に支障ある時はその代理を務める。

第17条 部長会の構成と役割は次の通りである。

- ① 各部から選出した部長によって構成される。
- ② 任期を1年とし、部活動や行事の円滑な運営を図る。

第7章 選 挙

第18条 選挙管理委員会が選挙一切を公正に執行する。

第19条 選挙管理委員は各学級毎に1名選出される。

第20条 互選により委員長副委員長をおく。役員候補者は管理委員を兼ねることはできない。

第21条 選挙に関しては別に役員選挙細則を設ける。

第22条 投票権は本会会員のみにある。

第8章 会 計

第23条 本会の経費は生徒会費をもってこれにあてる。

第24条 本会の経費は, 第2章の目的以外に 使用してはならない。

第25条 会計年度は毎年4月に始まり翌年3 月末日に終わる。

第26条 会計報告は, 会計監査の監査を必要とする。

第9章 付 則

第27条 本会則の実施に必要な細則は別に定める。

第28条

(1) 本会会則の改正には全会員の3分の2以上の賛成を得, 学校長の承認を必要とする。

(2) 細則の改正は中央委員会の決定, 学校長の承認を必要とする。

第29条 本会則は, 昭和26年4月1日より施行する。

昭和42年4月1日一部改正

昭和63年7月13日一部改正

平成7年5月31日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

専門委員会の種類と仕事内容

1 学年委員会

○ 学年・学級の生徒を代表する

- (1) 担任の先生との連絡
- (2) 学級をまとめ、生徒会活動への協力・関心を高める
- (3) 学年委員会を通じて、学年行事の推進・運営を行なうとともに、学級内の諸問題に付いて、意見交換を行なう
- (4) 学年、中央委員会に出席し、学級と生徒会との連絡・協議・報告にあたる

2 図書委員会

◎ 図書室の運営に関する仕事

- (1) 図書貸出・返却に関する事務当番
- (2) 学級生徒の希望する図書調査・貸し出し統計・蔵書の調査
- (3) 新刊図書の紹介 宣伝 ニュース編集
- (4) 図書室の美化と補修の手伝い

3 環境委員会

◎ 健康、保健活動に関する仕事

校舎内美化に伴う仕事の環境整備

- (1) 具合の悪い人、けが人の手当て・付添い・連絡
- (2) 健康観察
- (3) 保健だよりの発行
- (4) 加湿器の管理
- (5) 健康診断の手伝い
- (6) 教室内外の美化の呼びかけ
- (7) 大掃除、ワックスがけの実施
- (8) トイレトペーパー・石けん・消臭剤の補充
- (9) 清掃用具の点検

4 体育委員会

◎ 体育関係に関する仕事

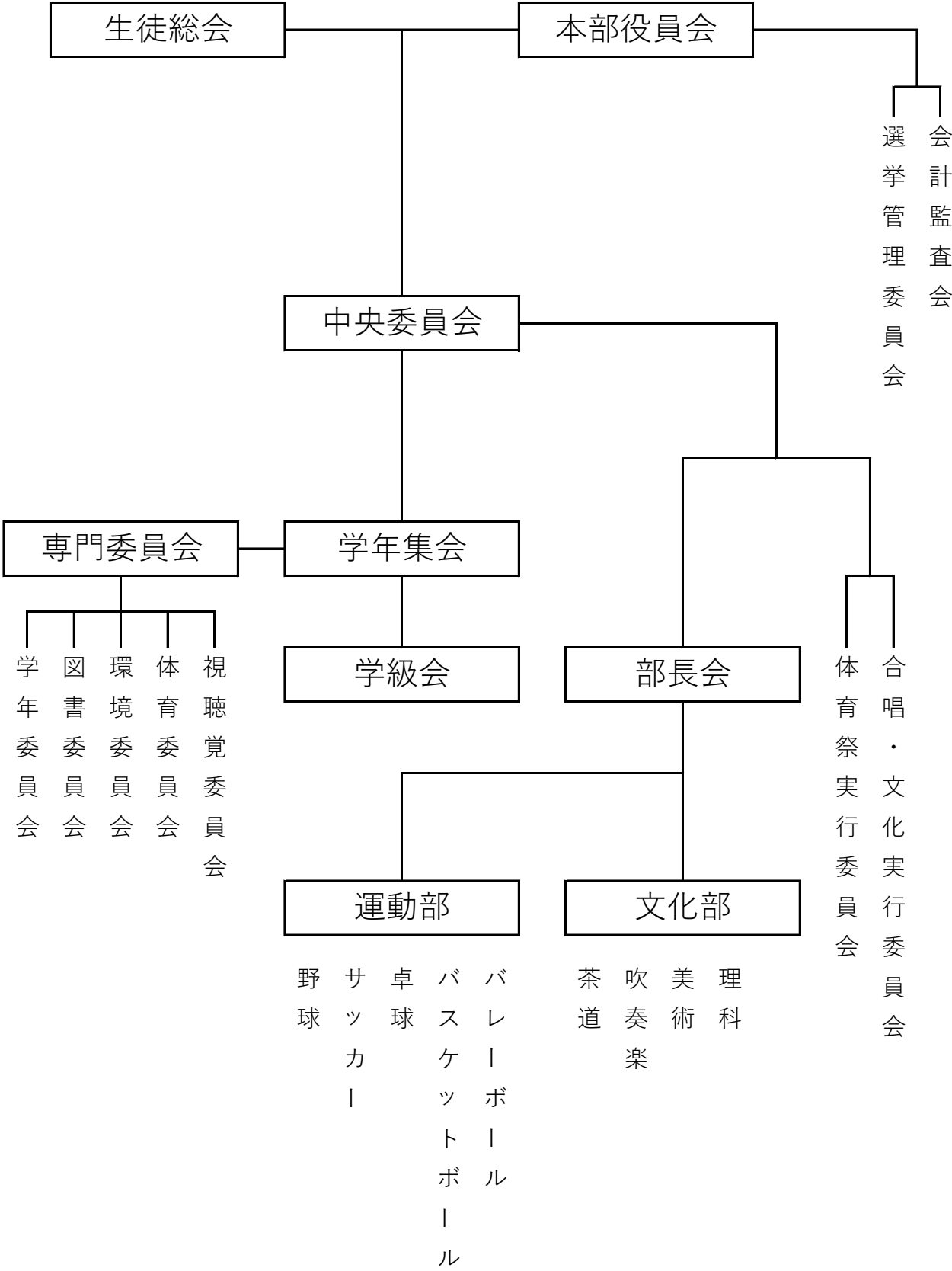
- (1) 体育授業に伴う用具などの準備と先生との連絡
- (2) 球技大会などの運営協力、種目などの審議と選手の選出及び学級への連絡
- (3) 体育祭の企画、運営を行う。

5 視聴覚委員

◎ 視聴覚機器を活用して、校内の連絡等を行う

- (1) 昼食時の校内放送を通じて、必要な連絡を行なう。
- (2) 行事の際、必要に応じた放送機械の管理・アナウンスを行う

生徒会機構図



図書室利用のきまり

1. 室内では静かに読むこと。
2. 読む前と後に手を洗うこと。
3. 図書は大切に取扱うこと。
4. 図書は昼休みと放課後に貸出す。
5. 貸出は4冊とする。ただし臨時に、(長期休暇等) 5冊以上貸すこともある。
6. 借りる時は帯出カードに、必要事項を記入し、それを担当の図書委員に提出して本を受け取る。
7. 貸出期間は2週間とする。
8. 閲覧した図書は、必ずもとの位置に返すこと。
9. 貸出図書は昼休みと放課後、図書室へ行き、担当の委員に返すこと。
10. 開館は、月～金の昼休み、および放課後 30分間とする。
11. 未返却者には、貸出しを停止することもある。

注 意

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車・乗船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、または卒業・転学等によって学籍を失ったときは、無効とする。